

氏名（本籍）	辻 和美（三重県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第74号		
学位授与の日付	2020年3月20日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	知的障害のある人の青年期における教育権保障と「専攻科」の機能に関する研究		
審査委員	主 査	平野 隆之	日本福祉大学 教授
	副 査	木全 和巳	日本福祉大学 教授
	〃	原田 正樹	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	田中 良三	愛知県立大学 名誉教授

論文内容の要旨

1) 論文における研究の目的と方法

本研究は、教育福祉の考え方にに基づき、知的な障害のある人の「ゆたかな青年期」の学びを保障するための「二つの専攻科」の機能を明らかにすることを目的とし、そのための接近方法として、第1に青年期の教育権保障における歴史的な経緯の整理（「二つの専攻科」の背景）、第2に「二つの専攻科」に関する教育と福祉の役割関係に関する実態調査、第3に今後の充実方策に結び付く教育と福祉の融合を目指す「教育カリキュラム・プログラム」の概念化、を採用している。

上記の接近方法をより具体的に示しておくこと、次のようになる。

(1) 青年期の教育権保障における歴史的な経緯の整理（「二つの専攻科」の背景）：田中良三の先行研究に基づき、3つの歴史的発展段階の3番目にあたる教育年限延長の課題に着目して青年期の教育権保障の問題を考察する。先行研究を基に、高等部教育の現状と課題から学校専攻科における教育年限延長の意義を探り（第1章）、教育福祉実践による多様な教育権保障の在り方から、研究課題を明らかにする（第2章）。

(2) 「二つの専攻科」に関する教育と福祉の役割関係に関する実態調査：「ハイブリッド方式」（渡部2013）で「ゆたかな青年期」の学びを保障する「二つの専攻科」の関係を、学校教育を補完する福祉事業として捉え、調査1の結果に基づき、制度的基盤の違いによる学校専攻科と福祉事業型専攻科の相違点と共通点から、青年期の教育を保障するための各々の役割を整理する（第3章）。

(3) 今後の充実方策に結び付く教育と福祉の融合を目指す「教育カリキュラム・プログラム」の概念化：教育課程（学校）と活動プログラム（福祉事業）の果たす機能が協働関係にあることに着目して、二つを合わせた概念である「教育カリキュラム・プログラム」を定義し、これを、教育の質を担保するメゾとして、制度的な教育権保障のマクロと個別実践のミクロとの相互関係の中に位置づける。まず、調査2の結果に基づいて教育カリキュラム・プログラムの実態と課題を分析する。（第4章）。次に、調査3を基に、今後の教育カリキュラム・プログラム検討の方向性に言及する（第5章）。

これらの接近方法を通して、「二つの専攻科」の機能を明らかにし、今後の充実方策を探ること

を通して、最後に、本研究の成果と教育福祉の今日的意義について述べている（終章）。補論として、制度・政策との関わりで新たな問題となっている、福祉型障害児入所施設から特別支援学校高等部に通う生徒の退学事例を取り上げ、彼らの支援者への調査（調査4）の結果を基に、今後の課題を考察している。

調査の方法は、調査1のグループインタビューから、学生・利用者、教職員の姿（ミクロ）を通して、支援者の目から見た「補完」にとどまらない福祉事業型専攻科の独自性と、学校専攻科の課題に迫ることを目的としている。調査2と調査3では、教育カリキュラム・プログラム（メゾ）に対する教職員の評価を探るとともに、調査3の保護者インタビューで、再び個人々の育ち（ミクロ）に戻って、今後の課題と充実方策を明らかにしている。調査4は、高等部退学に対する支援者の意識調査から、背景にある制度的な課題（マクロ）と、生徒を社会へ送り出すにあたっての課題（ミクロ）に迫ることを目的としている。

2) 論文の構成

本論文は、序章と終章と補論を含め全8章から成り、以下の章構成をとっている。上述したように、3つの接近方法が、第1章から第5章のそれぞれに対応している。論文の総ページ数は、160頁、文献数は、140に及んでいる。

序章 本研究の背景・目的と研究枠組み

第1章 「教育年限延長」を担う学校専攻科と特別支援学校高等部の課題

第2章 青年期の教育権保障の多様性—教育年限延長と生涯学習支援

第3章 社会福祉制度による学校教育の補完—専攻科の二元的な形成

第4章 「二つの専攻科」の教育カリキュラム・プログラムの実態と課題

第5章 「二つの専攻科」の教育カリキュラム・プログラム検討の方向性

終章 結論と今後の研究課題

補論 高等部を退学していく人々に対する教育権保障の課題

文献・資料

3) 本論文の要旨

序章において、研究に至る背景と問題意識、研究目的、研究の視点と方法について述べ、本研究で用いる「教育福祉、教育福祉実践」「学校専攻科、福祉事業型専攻科、二つの専攻科」「教育カリキュラム・プログラム」を定義している。

第1章と第2章は、先行研究の検討である。第1章「『教育年限延長』を担う学校専攻科と特別支援学校高等部の課題」では、先行研究に基づいて学校専攻科を概観し、そこで学ぶ青年たちの姿から実践の成果を整理する。福祉事業型専攻科が急増する背景にある高等部の課題にも言及し、「二つの専攻科」が果たしている役割と果たせていない役割を確認した上で、学校専攻科における教育年限延長の意義と課題について考察している。

第2章「青年期の教育権保障の多様性—教育年限延長と生涯学習支援」では、教育年限を延長するという課題において、教育と福祉が「共通の原点」を持っているという考え方に基づき、学校教育による教育年限延長と、教育制度の不十分さを社会教育や社会福祉の分野で補完してきた経緯の両面から、知的障害青年の教育権保障の実態に迫る。その中で誕生した福祉事業型専攻科や、文部科学省の生涯学習推進政策にも言及し、青年期の多様な学びのあり方について整理している。

第3章「社会福祉制度による学校教育の補完—専攻科の二元的な形成」では、福祉による教育の補完という視点で「二つの専攻科」の制度的基盤と個別実践の共通点と相違点に着目し、その比較から、それぞれの意義と課題を明らかにする。教職員に対する調査の結果を踏まえて、教育年限延長を支える「二つの専攻科」の役割を整理し、制度的基盤（マクロ）と個別実践（ミクロ）を結合する課題として、教育カリキュラム・プログラム（メゾ）研究の必要性について言及している。

第4章と第5章は、「二つの専攻科」の教育カリキュラム・プログラム分析である。ここでは、学校専攻科と福祉事業型専攻科の両者が、メゾレベルで「協働」していると捉えている。**第4章**『二つの専攻科』の教育カリキュラム・プログラムの実態と課題』では、専攻科の教育課程に関する先行研究を概観した上で、「二つの専攻科」に対する調査から、教職員が「発達主体である青年の学び」として重視している教育活動と、それを達成するために効果的な学習形態について考察している。続く**第5章**『二つの専攻科』の教育カリキュラム・プログラム検討の方向性』では、保護者や教職員への調査を基に、保護者から見た評価、教職員から見た評価について、それぞれ考察し、今後に向けた検討課題を整理している。

終章では、本研究の結論として、青年期の教育権保障において共通の原点を持つ教育と福祉の役割と課題について述べた上で、教育カリキュラム・プログラムの実態と課題から見た「二つの専攻科」の機能と今後の充実方策について提案する。「二つの専攻科」の機能を、①学びの「場」を提供する機能、②青年期に必要な「学び」を提供する教育的機能、③教育カリキュラム・プログラムを通して「二つの専攻科」の機能を達成するための協働、の三つの機能に集約している。最後に、今後の課題について述べている。

補論として、制度・政策との関わりの中で新たな問題となっている障害児入所施設（福祉型）から特別支援学校高等部に通う生徒の退学事例を取り上げ、彼らの支援者への調査を基に、高等部を卒業することが難しい人たちに対する移行支援の実態と、支援者の意識を整理し、今後の課題を明らかにしている。

以上の要旨では、概括的な内容の記述にとどめている。具体的な成果の内容については、以下の審査結果の要旨の評価および課題に関連づけて記述する。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2019年10月10日の福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、平野隆之、木全和巳、原田正樹の3名が審査委員に選出された。同年12月12日の同専攻会議において第1次審査の合格を決定した。12月14日の博士論文学位請求予定論の公開発表会を経て、2020年1月16日の同専攻会議において、博士学位授与審査の本審査の受理を確認し審査委員会が設置された。これまでの平野、木全、原田の3名の審査委員が継続するとともに、学外審査委員に田中良三愛知みずほ短期大学特任教授（愛知県立大学名誉教授）に依頼することを決定した。同年2月5日に学位授与審査委員会による論文審査と口述諮問が実施された。終了後に審査委員会は、学外審査委員による結果に不合格の評価でない限りにおいて、合格との仮の判断を行った。同年2月8日に、学外審査委員からの「合格」の審査報告書の内容を確認することを経て、最終的に「合格」の判断を行った。

2. 論文の評価

第1の評価点は、**学外審査委員**が的確に指摘するように、「障がい者の生涯にわたる教育権保障の観点から、今日障がい青年の教育年限延長に取り組む『専攻科』実践・運動を対象に研究し、今後この分野の実践・運動の発展に寄与する論文」である点にある。そして、今日の政策動向、学習指導要領と生涯学習推進政策について批判的な検討を加え、高等部5～7年間教育のカリキュラム・マネジメントを工夫すること（1章4節）について既存の学校専攻科から「発信」するとともに、研究機関である大学附属の特別支援学校専攻科を増設し、教育年限延長の意義や、青年期の学びの保障を研究対象に位置づけることを提案している（終章3節）。また、障害福祉サービス等と連携した学びの機会の提供が生涯学習推進政策では謳われ、有識者会議の議事録にも「自立訓練事業を活用した、学校から社会への移行期にある学びの場」に関する発言が記載されているものの、「福祉事業型専攻科」の文言は登場しないことを問題点として指摘している（終章3節）。

ただし、**学外審査委員**からは、反対の意見の取り上げ方が不十分な点の指摘があった。

第2の評価点は、教育福祉の考え方に基づき、福祉による教育の補完の観点から両者の新たな関係を明らかにする調査を势力的に実施したことである。小川利夫の教育福祉論の提起を深めることで、論文に論理性が与えられたといえる。

まず、青年期の学びは、多様でなければならないが、後期中等教育修了後の進学率の低さ（1章1節）からも明らかのように、学校教育において学びの場が保障されているとは言い難く、教育権保障を求める運動の中で、学校教育を補完する福祉事業型専攻科という形態が生み出された（2章2節2）という経緯を明らかにしている。学校専攻科と福祉事業型専攻科に協働・融合の可能性があるかどうかを探るねらいのもと、両者の実態の把握と比較をおこなうことで、「青年期の学びの保障」という点において共通している一方で、制度的基盤の違いが個別実践の違いに表れていることを明らかにした（3章2節、3節）。特に、①公立特別支援学校高等部から福祉事業型専攻科へ、②私立・国立特別支援学校高等部から同校の専攻科へ、という進学ルートの違いによる個々の発達課題の差が、実践内容に及ぼす影響は無視できない状況にあることである（3章3節）。

これらのことから、両者の補完関係を一步進めて協働・融合の可能性を探り、青年期に必要な「より主体的な学び」の実態を把握するためには、制度的基盤（マクロレベル）と個別実践（ミクロレベル）を結合する課題があることを指摘している。この点に関して、**学外審査委員**から「本研究を通して、障がい者の学校教育と社会福祉の制度及び実践の今後の課題について理論的に問題提起を行う論文」との評価点と共通している。

第3の評価点は、「教育カリキュラム・プログラム」という独自概念を提起することで、教育と福祉の融合の手応えを具体的に提示している点である。上記で触れている異なる基盤を持つものを比較・検討するため、新たに「教育カリキュラム・プログラム」を独自に概念化した上で（序章）、その構成要素を把握するための調査を、「より主体的な学びへ」の観点で、教育・福祉双方の関係者に対して実施している。先行研究にある5領域の教育課程（渡部2009）が概ね網羅されていることが明らかとなっている（4章3節）。さらに、「二つの専攻科」で教育支援に携わる教職員が教育カリキュラム・プログラムに求める機能を、「研究」「実体験を通して総合的に学ぶ」「集団の中で自分を深める」「主体的に社会と関わる」の4つに整理するなかで（4章3節）、それらが専攻科修了生の保護者が我が子の成長において評価する点とも概ね一致していることを明らかにしている（終章2節）。

以上の評価点はあるものの、本研究の課題もいくつか散見される。

第1の課題は、教育福祉論への新たな知見のフィードバックにまで至っていない点である。その理由としては、今日的な実態を分析できていないことである。現場での実践を踏まえた「発信」と、「普遍化」との違いが理解されていない点として指摘できる。

第2の課題は、テーマが青年期における教育権保障であるので、当初から多様な学びの条件整備と学びの質の保証のことが研究課題として指摘されてきたが、あまりにも「専攻科」に焦点化されすぎた点がある。**学外審査委員**からは、「『専攻科』に取り組む関係者の文献や調査が主である」として、研究の射程の狭さが指摘されている。なお、「広く他分野からの角度の違う実践・研究から照射するならば、さらに膨らみのある立体的・構造的な理論化が期待できる」として、今後の研究成果が期待されている。

第3の課題は、論文の焦点としている「機能」をめぐる整理において、知的障害のある人の「学びたい」という主体性と、「専攻科」の提供側の「教えたい」の両方からの機能への接近が必要であり、後者に重きが置かれている点が指摘されている。両者の矛盾の問題も、機能の整理に含められる必要があるということである。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

以上のような評価点や課題について、そのような結果となっている背景や要因について、辻氏に質問したところ、第1に年限延長にこだわりすぎていた点、第2に調査を実施することが目的化してしまった点などが大きな課題と認識しているとの真摯な回答がなされた。次に、辻氏の実践や運動についての記述が不足しており、それが補強されていると研究の焦点化や還元先がより明確になったのではないという指摘については、同意され博士論文を出版する機会を展望できれば、反映されたいという意向が示された。審査委員から、最後に実践者としての立場が貫かれた研究であり、辻氏の研究の継続への期待が述べられた。

なお、辻氏の英語力の審査については、本人から提出されていた本論文の英語要旨の中からランダムに複数のパラグラフをとりあげ、読み上げと日本語訳を指示したところ、適切な返答がなされたことを確認した。

学外審査委員の田中良三愛知みずほ短期大学特任教授（愛知県立大学名誉教授）からの審査報告書において、「合格」の判定を得ていることを記しておく。なお、その一部は、評価点や課題の関連部分で引用しておいた。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者（辻 和美）は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上